

# 第206期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

平成29年6月27日(火)午前10時  
(受付開始 午前9時)

## 場所

当行本店2階 だいしホール  
(末尾の「株主総会会場のご案内」を参照ください)

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきます。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 第四銀行

証券コード：8324



## 目次

株主総会 招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
インターネットによる議決権行使の方法について	4
株主総会参考書類	5
▶ 第1号議案 株式併合の件	
▶ 第2号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件	
▶ 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	

## (添付書類)

事業報告	14
計算書類	40
連結計算書類	42
監査報告書	44
株主総会会場のご案内	末尾

株 主 各 位

新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1  
**株 式 会 社 第 四 銀 行**  
取締役頭取 並木 富士雄

## 第206期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第206期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権の行使ができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成29年6月26日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）

2. 場 所 新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1  
当行本店2階 だいしホール

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第206期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- 第206期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

- 
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また紙資源節約のため、「株主総会招集ご通知」（本書）をご持参ください。
  - 当日満席の場合は、第2、第3会場にご着席いただきますので、あらかじめご了承ください。

## 4. 議決権行使等についてのご案内

### (1) 行使方法

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、議決権行使書用紙を郵送する方法、インターネットによる方法の3つがございます。詳しくは3頁をご覧ください。

### (2) 重複行使の取り扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

またインターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### (3) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### (4) インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.daishi-bank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査等委員会が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記①から③までの事項も含まれております。また、会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、上記②および③の事項も含まれております。

以上

- 
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、当行ホームページ (<http://www.daishi-bank.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
  - インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主さまは、本店代表（電話025-222-4111）までお知らせください。  
また当日受付にも備え置きますので、ご希望の株主さまはお申し出ください。

## 議決権行使のご案内

株主総会参考書類5頁～13頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。  
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



### ■ 株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

平成29年6月27日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。



### ■ 郵送による議決権行使

行使期限

平成29年6月26日（月曜日）  
午後5時45分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように郵送ください。



### ■ インターネットによる議決権行使

行使期限

平成29年6月26日（月曜日）  
午後5時45分まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使の方法について」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

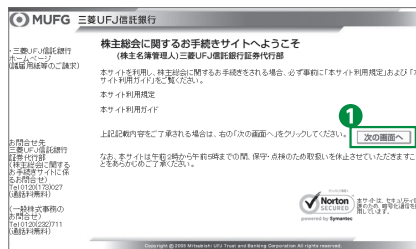
機関投資家の皆様へ：「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## インターネットによる議決権行使の方法について

議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



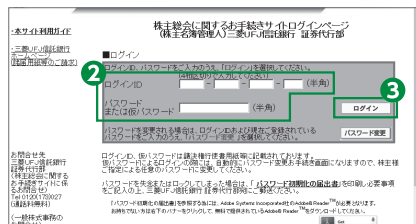
### 1 議決権行使サイトへアクセスする



「議決権行使サイト」トップページ

### ①「次の画面へ」をクリック

### 2 ログインする

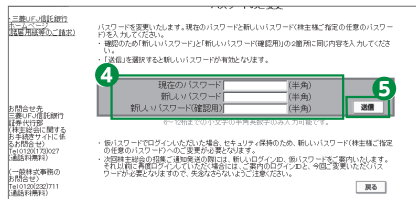


「ログインID、仮パスワード」入力画面

### ②お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

### ③「ログイン」をクリック

### 3 パスワードを登録する



### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ④現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

### ⑤「送信」をクリック

#### ご注意

#### ■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考書類

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取り組みが推進されていることを踏まえ、当行は、本議案が承認可決されることを条件として、本年10月1日をもって、当行株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することを、平成29年4月5日開催の取締役会で決議いたしました。単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当行株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、以下のとおり株式併合（10株を1株に併合）を実施するものです。

#### 2. 株式併合の内容

##### (1) 併合する株式の種類及び割合

当行普通株式について、10株につき1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じて分配いたします。

##### (2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

##### (3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

5,769万9,936株

##### (4) その他

その他の手続き上の必要事項につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

【ご参考】

本議案が承認可決された場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、平成29年10月1日付で定款の一部が次のとおり変更されることになります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>576,999,367株</u> とする。 第7条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	第2章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>57,699,936株</u> とする。 第7条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 (第6条および第7条の変更に係る効力発生日) <u>附則</u> <u>第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日の翌日をもって本附則を削除する。</u>

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等に変更しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主さまが所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。

## 第2号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	再任 並木 富士雄	取締役頭取（代表取締役）
2	再任 佐々木 広介	取締役副頭取（代表取締役）
3	再任 長谷川 聡	専務取締役（代表取締役）
4	再任 渡邊 卓也	常務取締役
5	再任 宮沢 啓嗣	常務取締役
6	再任 小原 清文	常務取締役
7	再任 大沼 公成	常務取締役
8	再任 永塚 重松	取締役兼執行役員
9	新任 殖栗 道郎	執行役員



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	<p style="text-align: center;">なみき ふじお 並木 富士雄 (昭和26年6月20日生)</p>	<p>昭和50年4月 当行入行                      平成10年8月 同 柏崎南支店長                      平成12年2月 同 業務開発部長                      平成14年2月 同 燕支店長                      平成16年6月 同 三条支店長兼三条南支店長                      平成17年6月 同 取締役三条支店長                      平成18年6月 同 取締役上越駐在・高田支店長                      平成19年4月 同 取締役兼執行役員上越駐在・高田支店長                      平成20年4月 同 常務取締役営業本部長 営業統括部・                      リテール営業部・金融サービス部・                      経営相談所担当                      平成21年6月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・                      金融サービス部・経営相談所担当                      平成21年7月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・                      金融サービス部担当                      平成22年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・                      融資管理部担当                      平成23年6月 同 専務取締役 総合企画部・融資統括部・                      審査部・融資管理部・東京事務所担当                      平成24年6月 同 取締役頭取 取締役会議長                      統轄・秘書室担当                      現在に至る</p>	49,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      平成17年6月に取締役に就任後、営業部門、融資部門、経営企画部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。平成23年6月から当行の代表取締役、平成24年6月から当行の取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	さ さ き こうすけ 佐々木 広介 (昭和30年12月1日生)	昭和53年4月 当行入行 平成10年6月 同 燕南支店長 平成13年6月 同 総合企画部副部長 平成16年6月 同 総合企画部長 平成18年6月 同 取締役総合企画部長 平成19年4月 同 取締役兼執行役員総合企画部長 平成21年6月 同 常務取締役長岡ブロック営業本部長 平成21年12月 同 常務取締役長岡ブロック営業本部長兼長岡営業部長 平成22年6月 同 常務取締役長岡ブロック営業本部長総務部担当 平成23年6月 同 常務取締役事務本部長 事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部担当 平成24年6月 同 常務取締役 営業統括部・個人営業支援部・法人営業支援部担当 平成25年6月 同 専務取締役 営業統括部・個人営業支援部・法人営業支援部担当 平成27年6月 同 専務取締役営業本部長兼地方創生推進本部長 営業統括部・コンサルティング推進部担当 平成28年6月 同 取締役副頭取 監査部・経営監理部担当 平成29年3月 同 取締役副頭取 監査部・リスク統括部担当 現在に至る	24,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            平成18年6月に取締役に就任後、総務部門、事務部門、システム部門、営業部門、リスク管理部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。平成25年6月から当行の代表取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	は せ が わ さ と し 長谷川 聡 (昭和28年7月7日生)	昭和52年4月 当行入行 平成10年2月 同 新発田西支店長 平成12年2月 同 業務開発部副部長 平成14年6月 同 糸魚川支店長 平成16年6月 同 亀田支店長 平成17年6月 同 長岡支店長 平成19年4月 同 執行役員三条支店長 平成20年4月 同 執行役員本店営業部長兼新潟空港出張所長 平成20年6月 同 取締役兼執行役員本店営業部長兼新潟空港出張所長 平成23年6月 同 常務取締役長岡ブロック営業本部長 総務部担当 平成24年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・ 融資管理部担当 平成27年6月 同 専務取締役 総合企画部・人事部・ 東京事務所担当 平成29年4月 同 専務取締役 グループ戦略企画部・ 総合企画部・人事部・東京事務所担当 現在に至る	20,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 平成20年6月に取締役に就任後、総務部門、融資部門、経営企画部門、人事部門を統括するなど豊富な経験と幅広い知見を有しております。平成27年6月から当行の代表取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
4	わたなべ たくや 渡邊 卓也 (昭和31年9月7日生)	昭和55年4月 当行入行 平成14年2月 同 堀之内支店長 平成15年6月 同 総合企画部副部長 平成18年6月 同 人事役 平成20年4月 同 市場運用部長 平成22年6月 同 執行役員市場運用部長 平成26年6月 同 常務取締役 市場運用部・国際部・ 総務部担当 平成28年6月 同 常務取締役 市場運用部・国際部担当 平成29年3月 同 常務取締役 市場運用部担当 現在に至る	24,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 平成26年6月に取締役に就任後、有価証券運用部門、国際部門、総務部門を統括し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
5	みやざわ けいじ 宮沢 啓嗣 (昭和31年7月30日生)	昭和55年4月 当行入行 平成13年2月 同 東港支店長 平成15年2月 同 本店営業部部长補佐兼法人営業第一課長 平成17年6月 同 新潟駅前支店長 平成20年4月 同 燕支店長 平成22年6月 同 審査部長 平成23年6月 同 執行役員審査部長 平成26年6月 同 取締役兼執行役員審査部長 平成27年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・ 融資管理部担当 平成28年2月 同 常務取締役 融資統括部・審査部担当 平成29年3月 同 常務取締役 審査部担当 現在に至る	6,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 平成26年6月に取締役に就任後、融資部門を統括し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
6	おぼら きよふみ 小原 清文 (昭和33年9月28日生)	昭和57年4月 当行入行 平成17年3月 同 三条北支店長 平成18年6月 同 総合企画部副部長 平成21年6月 同 総合企画部長 平成24年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成27年6月 同 執行役員コンサルティング推進部長 平成28年6月 同 常務取締役営業本部長兼地方創生推進本部長 兼コンサルティング推進部長 営業統括部担当 現在に至る	16,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 平成28年6月に取締役に就任後、営業部門を統括し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
7	おおぬま きみなり 大沼 公成 (昭和33年5月28日生)	昭和56年4月 当行入行 平成14年2月 同 亀田駅前支店長 平成15年6月 同 長岡西支店長 平成17年3月 同 名古屋支店長 平成19年2月 同 直江津支店長 平成21年6月 同 経営監理部長 平成22年6月 同 営業統括部長 平成24年6月 同 執行役員三条支店長 平成26年6月 同 執行役員上越ブロック営業本部長 高田営業部長兼本町出張所長 平成28年6月 同 常務取締役本店営業部長兼新潟空港出張所長 総務部担当 現在に至る	22,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 平成28年6月に取締役に就任後、総務部門を統括し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といいたしました。</p>			
8	えいづか じゅうまつ 永塚 重松 (昭和33年4月2日生)	昭和56年4月 当行入行 平成16年2月 同 女池支店長 平成17年6月 同 営業統括部副部長 平成18年6月 同 金融サービス部副部長 平成20年8月 同 六日町支店長 平成22年2月 同 リテール営業部長 平成22年6月 同 個人営業支援部長 平成24年6月 同 新発田支店長 平成25年6月 同 執行役員人事部長 平成27年6月 同 執行役員長岡営業部長 平成28年6月 同 取締役兼執行役員長岡ブロック営業本部長 長岡営業部長 現在に至る	9,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 平成28年6月に取締役に就任後、長岡ブロック営業本部長及び長岡営業部長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
9	うめぐり みちろう 殖栗 道郎 (昭和37年12月24日生) <b>新任</b>	昭和61年4月 当行入行 平成20年4月 同 柏崎南支店長 平成21年6月 同 総合企画部副部長 平成24年6月 同 総合企画部長 平成27年6月 同 東京支店長兼東京事務所長 平成28年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成29年4月 同 執行役員グループ戦略企画部長 現在に至る	14,000株
【取締役候補者とした理由】 経営企画部門、営業部門に携わるなど豊富な経験を有しており、当行の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。			

(注) 各候補者と当行との間に特別の利害関係はございません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役関澤正道氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
かわい しんじろう 河合 慎次郎 (昭和34年5月19日生) <b>新任</b>	昭和57年4月 当行入行 平成18年6月 同 長岡西支店長 平成20年4月 同 融資統括部副部長 平成23年3月 同 融資統括部長 平成26年2月 同 総務部長 平成26年6月 同 執行役員新発田支店長 平成28年2月 同 執行役員監査部長 現在に至る	7,000株

#### 【取締役候補者とした理由】

融資部門、総務部門、監査部門に携わるなど豊富な経験を有しており、監査等委員である取締役として、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かすことにより、当行の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上が期待できることから、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はございません。  
2. 河合慎次郎氏は関澤正道氏の補欠候補者であり、選任された場合の任期は、定款の定めにより、退任される関澤正道氏の任期が満了する平成30年の定時株主総会終結の時までとなります。

以上

(添付書類)

## 第206期事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

##### 主要な事業内容

当行では、本店および国内支店等において、預金業務および貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を通じて、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

##### 金融経済環境

###### (国内経済)

平成28年度の国内経済を顧みますと、企業の輸出・生産活動や個人消費は持ち直しの動きが続き、一部に改善の遅れがみられるものの、全体としては緩やかな回復基調となりました。

###### (地域経済)

当行の主要な営業基盤である新潟県内の経済につきましても、企業収益が高水準で推移するなか、設備投資は緩やかな増加基調が続いたほか、雇用・所得環境の改善により、個人消費についても持ち直しの基調となるなど、緩やかな回復基調を辿りました。

###### (金融情勢)

為替相場は、年度初の1ドル＝112円台から、6月には英国のEU離脱決定の影響により、1ドル＝99円台まで円高が進行しましたが、11月の米国大統領選挙の結果を受け、米国金利上昇による日米金利差の拡大などから、年度末には年度初と同水準の1ドル＝112円台となりました。

株式相場につきましては、世界的にリスクオフ（リスク回避）が進行し、日経平均株価が年度初の16,100円台から、6月には一時15,000円を下回りましたが、夏場以降、国内における経済対策や米国新政権による財政拡張政策への期待などから上昇に転じ、年度末には18,900円台となりました。

長期金利の指標となる10年国債利回りは、マイナス金利政策の影響により、年度初のマイナス0.06%台から、7月には一時過去最低となるマイナス0.30%まで低下いたしましたが、その後、長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策の導入などからプラス圏へ転じ、年度末には0.06%台となりました。

## 事業の経過および成果

このような金融経済環境のもと、当行では、中期経営計画「ステップアップ 2nd Stage (セカンドステージ)」(平成27年度から平成29年度)において、「収益力の強化」と「適切なリスクコントロール」を重要課題と捉え、前中期経営計画での3つの基本戦略「トップライン(コア業務粗利益)改革」「人財力・組織力」「リスクマネジメント」の進化に取り組むことで、業績の伸展と経営体質の改善・強化を推し進めてまいりました。

当期に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであります。

### (個人向け商品・サービス等)

個人のお客さまの資産運用につきましては、多様化する運用ニーズにお応えし、中・長期的な資産形成をご支援するため、低リスクのバランス型ファンドを投資信託商品のラインアップに追加したほか、当行ホームページ内において投資信託などの選定をサポートする「ロボアドバイザー」機能のご提供を開始いたしました。また、平成28年10月には株式会社千葉銀行の信託代理店として遺言信託業務の取り扱いを開始するなど、商品・サービスの充実に努めてまいりました。

第四証券株式会社との連携では、合同での資産運用セミナーをのべ135回開催したほか、同社が取り扱う公募仕組債などの金融仲介業務を強化し、お客さまの資産形成のご支援にグループ一体となって取り組んでまいりました。

なお、当行では、お客さまの安定的な資産形成に向けた「お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)」の実践に向けて、平成28年10月より、保険窓口販売商品の特定保険契約に関する代理店手数料を開示しております。

個人ローンにつきましては、マイカーローンおよび学資ローンのご融資限度額を拡大するなどの商品改定を実施したほか、インターネットやスマートフォンでカードローンのお申し込み手続きが完結する仕組みを導入するなど、お客さまの利便性向上に努めてまいりました。

### (法人向け商品・サービス等)

法人のお客さまとのお取引につきましては、各種制度融資やシンジケートローン、私募債など、事業者の皆さまの様々な資金ニーズに積極的にお応えし、地域における金融円滑化に向けた取り組みを一層強化してまいりました。

私募債につきましては、お客さまからいただく手数料の一部を利用して、学校や福祉施設に物品等を寄贈する「みらい応援私募債」に加えて、平成28年6月より、手数料の一部を自治体に寄贈する「地方創生私募債」を新設いたしました。

事業拡大に向けたご支援では、海外市場への展開を目指すお客さま向けに、事前の準備から海外取引開始まで一貫性を持ったサポートを実施する「グローバル市場開拓チャレンジプログラム」のご提



供を開始したほか、新しいビジネスへの展開が期待されている「IoT（※<sup>1</sup>）」の活用に向けて、幅広いお客さまを対象に「だいしIoTセミナー」を開催いたしました。

また、新たな分野への進出をご検討されているお客さまと大手医療機器メーカーなどとのビジネスマッチングを目的とした「ものづくり技術提案会」を開催するなど、コンサルティング機能の発揮を通じてお客さまの付加価値向上をご支援する取り組みを積極的に行ってまいりました。

成長分野につきましては、「だいし食・農成長応援ファンド」などを活用した農業・食品分野における6次産業化へのサポートをはじめ、太陽光や風力、地熱などの再生可能エネルギー事業へのご融資など、引き続き積極的なご支援を行ってまいりました。

さらに、ご相談件数が増加している「事業承継・M&A」の分野につきましては、外部専門機関との連携を強化するなど、コンサルティング機能の進化に努めてまいりました。

（※<sup>1</sup>）IoT

「Internet of Things」の略。あらゆるモノがインターネットにつながる仕組みを意味します。

（店舗・システム等）

店舗ネットワークでは、平成29年4月に三条支店と三条東支店を店舗内店舗方式を採用した新店舗に移転オープンいたしました。お客さまの幅広いニーズにワンストップで迅速に対応するため、新店舗には県央ローンセンターを併設したほか、第四証券三条支店も共同で出店しております。

平成28年度は、「障害者差別解消法」に係る取り組みの一環として、補助犬を同伴したお客さまから安心してご来店いただくための「ほじょ犬ステッカー」を全店に掲示いたしました。これまでも、「おもいやり駐車場」などバリアフリー設備の拡充をはじめ、簡易筆談機やお客さま用車椅子の全店設置などの取り組みを進めてまいりましたが、今後もご高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまから安心してご来店いただける店舗づくりを進めてまいります。

システムにつきましては、平成29年1月に株式会社千葉銀行及び株式会社中国銀行と共同で利用する基幹系システムへの移行を完了し順調に稼動しております。新システムを活用し、今後も、より一層利便性の高い商品や新たな金融サービスの開発などに取り組んでまいります。

（「地方創生」への取り組み）

政府が推進する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」いわゆる「地方創生」の実現に向けて、地域金融機関に期待される役割はますます大きくなっています。

各自治体による「地方版総合戦略」の具現化に向けた取り組みが進められる中、「地方創生」に資する創業支援を目的として、新潟県及び県内全市町村との連携による「にいがた創業アワード」を開催したほか、地元での就職率向上を目的とした県内大学生と企業との交流事業（上越市、新発田市）や、県内の留学生による視点をインバウンドの振興につなげるための事業（佐渡市）を開催するなど、

県内の各自治体や地元の大学と連携した取り組みを積極的に行ってまいりました。

「地方創生」への取り組みは、当行の企業理念の実践や地方銀行の役割・使命を果たすことにつながるものと捉えており、今後もこれまで培ってきたコンサルティング機能をより効果的に発揮し、「まち・ひと・しごと」の好循環に向けて、第四銀行グループ一丸となって取り組んでまいります。

（「フィンテック」への取り組み）

先進的なIT技術を駆使した金融サービスである「フィンテック」の活用に向けて、平成28年7月に株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行など「TSUBASA金融システム高度化アライアンス（※<sup>2</sup>）」に加盟する地方銀行6行、及び日本アイ・ビー・エム株式会社による共同出資会社「T&Iイノベーションセンター株式会社」を設立いたしました。

この共同出資会社では、「人工知能」に関する実証実験や、フィンテック企業などの外部事業者と銀行のシステムをより安全に接続するために必要となる「API」（※<sup>3</sup>）の共通基盤構築に向けた検討プロジェクトを開始しているほか、「モバイル技術」や「ビッグデータ」に関する調査・研究を進めております。

なお当行では、「T&Iイノベーションセンター株式会社」との連携強化や、「フィンテック」の企画から開発までのサイクルを加速化させることを目的として、平成29年3月に「ITイノベーション推進室」を新設いたしました。

情報通信技術が急速に進展するなか、既成概念にとらわれない柔軟な発想で、先進的かつ利便性の高い金融サービスのご提供に向けて取り組みを強化してまいります。

（※<sup>2</sup>）TSUBASA金融システム高度化アライアンス

「フィンテック」をはじめとする先進的なIT技術を調査・研究するために発足した枠組みとして、現在、株式会社第四銀行、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行の6行が加盟しています。

（※<sup>3</sup>）API

「Application Programming Interface」の略。お客さまの同意に基づいて銀行等のシステムに外部から接続し安全に情報を取得できるようにする仕組みのことを意味します。

#### (預金)

譲渡性預金を含めた預金等につきましては、期中1,506億円増加し、期末残高は4兆7,140億円となりました。

#### (貸出金)

貸出金につきましては、期中1,938億円増加し、期末残高は3兆1,551億円となりました。このうち、個人向け貸出の期末残高は7,197億円、中小企業向け貸出の期末残高は1兆1,092億円となりました。

#### (有価証券)

有価証券につきましては、期中182億円減少し、期末残高は1兆7,628億円となりました。

#### (損益)

損益状況につきましては、貸出金利息が減少したことなどから、経常利益は前期比64億80百万円減益の152億31百万円、当期純利益は前期比27億39百万円減益の114億89百万円となりました。

なお、連結経常利益は前期比73億96百万円減益の169億56百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比29億40百万円減益の115億27百万円となりました。

※ご参考に「平成28年度決算情報 DAISHI REPORT mini 第四銀行ミニディスクロージャー誌」9ページに (預金) (貸出金) (損益) の推移をグラフで表示してございます。

## 当行の対処すべき課題

人口減少や少子高齢化の進行、さらにはマイナス金利を含む金融緩和政策の継続など、金融業界を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。加えて、これまでの金融の仕組みを大きく変える可能性のある「フィンテック」といった新たな金融IT技術の急速な進展など、金融環境は従来にも増して急激かつ多面的に変化しております。

こうした環境認識のもと、平成29年度は中期経営計画「ステップアップ 2nd Stage」の最終年度として、経営計画の基本戦略である「トップライン改革」「人財力・組織力」「リスクマネジメント」の3つの進化を実現し、地方銀行の役割・使命である「地域経済の下支え」を通じて、地域とともに持続的に成長していくことを目指してまいります。

また、皆さまからの当行への信頼を揺るぎないものとしていくため、経営の根幹であるコンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化に引き続き全力で取り組み、より高い倫理観の確立を図るとともに、ガバナンスの強化に努め、株主の皆さまやお客さま、ならびに地域の皆さまの視点に立った「企業価値」の向上を追求してまいります。

併せて、当行グループの総力を挙げて、環境問題や次世代支援に取り組むなど、企業の社会的責任（CSR）を果たしてまいります。

本年4月5日には、株式会社北越銀行との経営統合に関する基本合意書を締結し、来年4月の持株会社設立に向けて準備を進めております。両行がそれぞれの営業地盤において培ったお客さまとの信頼関係や地域への理解を結集させ、経営資源を強化することで、お客さまの利便性向上やお客さまの企業価値最大化へのご支援に取り組み、地方創生、地域経済の発展への貢献を永続的に果たしてまいり所存ですので、従来にも増してご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

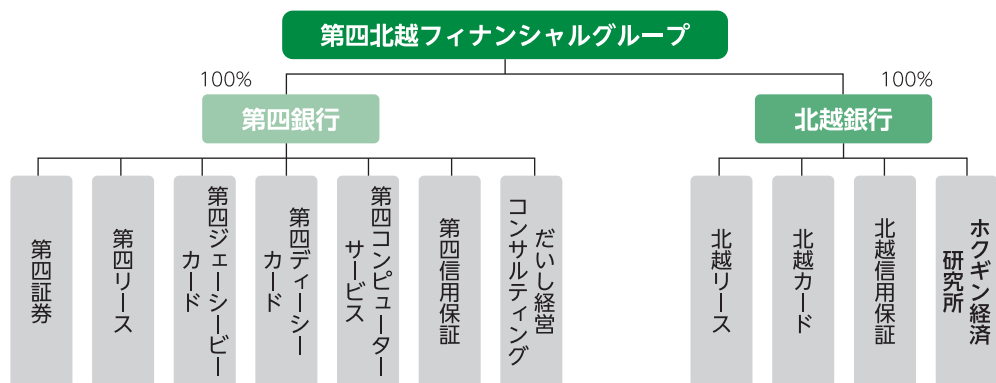
<ご参考>

【株式会社北越銀行との経営統合について】

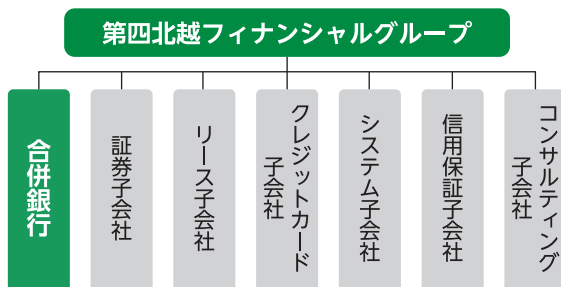
当行と北越銀行は、これまで長きにわたり築き上げてきたお客さまとの信頼関係、地域とのネットワークを土台として、従来以上に付加価値の高い金融仲介機能及び情報仲介機能を発揮することで、お客さまや地域から圧倒的に支持される金融グループを目指してまいります。

経営統合は以下の2段階で進めてまいります。

**第1ステップ** 2018（H30）年4月 共同株式移転による持株会社設立



**第2ステップ** 2020（H32）年4月以降 持株会社下での銀行の合併及び子会社の最適化



※上記は現時点における予定であり、両行の今後の協議や関係当局の認可等によって変更になる場合がございます。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預	金	41,608	42,937	43,578	44,893
	定期性預金	15,371	15,364	15,208	14,806
	その他	26,236	27,573	28,370	30,087
貸	出金	27,636	28,259	29,612	31,551
	個人向け	5,929	6,340	6,736	7,197
	中小企業向け	9,666	9,630	10,206	11,092
	その他	12,039	12,289	12,670	13,260
商品	有価証券	18	23	22	18
有	価証券	17,481	18,620	17,811	17,628
	国債	9,810	9,848	8,871	6,922
	その他	7,670	8,771	8,939	10,706
総	資産	48,856	51,453	53,045	56,352
内	国為替取扱高	237,402	230,077	239,742	233,652
外	国為替取扱高	百万ドル 2,364	百万ドル 2,436	百万ドル 2,246	百万ドル 2,706
経	常利益	百万円 19,476	百万円 22,918	百万円 21,711	百万円 15,231
当	期純利益	百万円 12,397	百万円 13,818	百万円 14,228	百万円 11,489
1	株当たり当期純利益	35円8銭	39円46銭	41円34銭	33円55銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

(参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経	常収益	971	980	983	948
経	常利益	226	262	243	169
親	会社株主に帰属する当期純利益	128	142	144	115
純	資産額	2,915	3,318	3,196	3,261
総	資産	49,271	51,937	53,422	56,737

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,335人	2,321人
平均年齢	39年7月	39年9月
平均勤続年数	17年0月	17年3月
平均給与月額	446千円	449千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
		うち出張所		うち出張所
新潟県	112店	( 5 )	112店	( 5 )
東京都	2	( ー )	2	( ー )
北海道	1	( ー )	1	( ー )
福島県	1	( ー )	1	( ー )
富山県	1	( ー )	1	( ー )
埼玉県	1	( ー )	1	( ー )
神奈川県	1	( ー )	1	( ー )
愛知県	1	( ー )	1	( ー )
大阪府	1	( ー )	1	( ー )
合計	121	( 5 )	121	( 5 )

- (注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を94か所（前年度末95か所）に設置しております。  
 また、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行および株式会社イーネットとの提携による現金自動設備もご利用いただけます。

(当年度末現在)

	全国	うち新潟県内
ローソン A T M	11,874か所 11,898台	148か所 148台
セブン銀行 A T M	21,694か所 23,368台	436か所 596台
イーネット A T M	13,499か所 13,592台	107か所 107台

□ 当年度新設営業所

該当はございません。

(注) 当年度において次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行ないました。

- ① 次の店舗外現金自動設備2か所を新設いたしました。
  - ・ウオロク馬越店、イーグルブルグマンジャパン
- ② 次の店舗外現金自動設備3か所を廃止いたしました。
  - ・万代シティバスセンタービル、立川綜合病院、新潟大学第1食堂

ハ 銀行代理業者の一覧

該当はございません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当はございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	5,430
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	3,591
三 条 支 店 移 設	1,550

(注) 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含めております。



## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
第四証券株式会社	新潟県長岡市城内町三丁目8番地26	証券業務	昭和27年8月8日	600百万円	100.00%	—
第四信用保証株式会社	新潟県新潟市中央区本町通五番町224番地1	住宅ローンその他各種ローンの保証業務	昭和53年10月27日	50百万円	100.00%	—
第四リース株式会社	新潟県新潟市中央区明石二丁目2番10号	情報関連機器、産業機械設備、医療用機器、商業設備、自動車のリース、売掛債権の買取及び管理業務、融資及び保証業務	昭和49年11月11日	100百万円	5.00%	—
第四コンピューターサービス株式会社	新潟県新潟市中央区鏡一丁目1番17号	給料計算などの受託業務、各種ソフトウェアの開発販売、コンピューター導入の相談業務	昭和51年5月10日	15百万円	5.00%	—
第四ジェーシーピーカード株式会社	新潟県新潟市中央区上大川前通八番町1245番地	JCBカードの発行、JCBカードによるショッピングサービス、キャッシングサービス、各種消費者ローン、信用保証業務	昭和57年11月12日	30百万円	5.00%	—
だいし経営コンサルティング株式会社	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1 第四銀行本店内	ベンチャービジネス等に対する投融資、コンサルティング業務	昭和59年6月8日	20百万円	5.00%	—
第四ディーシーカード株式会社	新潟県新潟市中央区上大川前通八番町1245番地	DCカードの発行、DCカードによるショッピングサービス、キャッシングサービス、各種消費者ローン業務	平成2年3月1日	30百万円	5.00%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。  
2. 連結対象の子会社および子法人等は上記の7社であります。その他に持分法非適用の非連結対象子法人等が3社あります。  
3. 当期の連結経常収益は94,823百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11,527百万円となりました。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行および新潟県に本店（本所）を置く地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、新潟県信用農業協同組合連合会および農業協同組合、労働金庫の提携により、新潟県バンキングサービスセンター（略称NBセンター）を相互利用しての口座振替による代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行および株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行および株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 野村證券株式会社および第四証券株式会社と金融商品仲介業における業務提携を行い、証券取引口座の開設、債券売買の取り次ぎ等を行っております。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行および日本アイ・ビー・エム株式会社との間で、基幹システムの共同化に係わる基本合意書を締結しております。
9. 株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行および株式会社北洋銀行との間で、TSUBASA金融システム高度化アライアンスに関する基本合意書を締結しております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当はございません。

## (8) その他当行の現況に関する重要な事項

該当はございません。

## 2 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員（取締役）の状況

（年度末現在）

氏名		地位および担当		重要な兼職	その他	
なみ 並	き 木	ふ 富	じ 士 お 雄	取締役頭取（代表取締役） 取締役会議長 統轄・秘書室担当	—	
さ 佐	さ 々	き 木	こう 広 すけ 介	取締役副頭取（代表取締役） 監査部・リスク統括部担当	—	
は 長	せ 谷	が 川	さとし 聡	専務取締役（代表取締役） 総合企画部・人事部・ 東京事務所担当	—	
き 木	ぐち 口	せい 聖	や 也	常務取締役 事務本部長 事務統括部・ システム部・事務サービス部・ 事務サポート部担当	—	
わた 渡	な べ	たく 卓	や 也	常務取締役 市場運用部担当	—	
みや 宮	ざ わ	けい 啓	じ 嗣	常務取締役 審査部担当	—	
お 小	ば ら	きよ 清	ふみ 文	常務取締役 営業本部長兼地方創生推進本部長兼 コンサルティング推進部長 営業統括部担当	—	
おお 大	ぬ ま	きみ 公	なり 成	常務取締役 本店営業部長兼新潟空港出張所長 総務部担当	—	
えい 永	づ か	じゅう 重	まつ 松	取締役兼執行役員 長岡ブロック営業本部長 長岡営業部長	—	
た 田	なか 中	のぶ 信	や 也	取締役（監査等委員）	—	
せき 関	ざ わ	まさ 正	みち 道	取締役（監査等委員）	—	
つる 敦	い 井	えい 榮	いち 一	取締役（監査等委員）（社外取締役）	北陸瓦斯株式会社 代表取締役社長	
ます 増	だ 田	こう 宏	いち 一	取締役（監査等委員）（社外取締役）	公認会計士 財務・会計に関する知 見を有しております。	
お 小	だ 田	とし 敏	ぞう 三	取締役（監査等委員）（社外取締役）	株式会社新潟日報社 代表取締役社長	
さ 佐	さ 々	き 木	たか 隆	し 志	取締役（監査等委員）（社外取締役）	東北電力株式会社 常任監査役

- (注) 1. 当行は平成28年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。  
 2. 社外取締役 敦井榮一、増田宏一、小田敏三および佐々木隆志は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 3. 行内事情に精通したものが重要な会議等への出席や会計監査人および監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、取締役（監査等委員）田中信也、関澤正道を常勤の監査等委員に選定しております。  
 4. 社外取締役 敦井榮一は平成29年4月1日付で、北陸瓦斯株式会社代表取締役会長に就任しております。

(参考) 当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名				担 当
しん 進	どう 藤	ひろし 博		上越ブロック営業本部長 高田営業部長兼本町出張所長
かわ 河	い 合	しん じ 慎 次	ろう 郎	監査部長
みや 宮	もと 本	のぶ 信	あき 秋	三条支店長
と 戸	だ 田	まさ 正	ひと 仁	市場運用部長
しば 柴	やま 山	けい 圭	いち 一	南新潟支店長
うえ 殖	ぐり 栗	みち 道	ろう 郎	東京支店長兼東京事務所長

- (注) 1. 宮本信秋は平成29年4月17日付で三条支店長兼三条東支店長に就任しております。  
 2. 殖栗道郎は平成29年4月20日付でグループ戦略企画部長に就任しております。  
 3. 平成29年6月27日付で、取締役を兼務しない執行役員2名が就任予定であり、氏名および担当（年度末現在）は以下のとおりであります。

氏 名				担 当
ほ 保	さか 坂	なる 成	ひと 仁	新発田支店長
た 田	なか 中	たか 孝	よし 佳	人事部長

## <ご参考>

社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たすこととしています。

### 【独立性判断基準】

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先、またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう）
- (4) 当行から多額の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
- (5) 当行の主要株主、またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
  - A：上記（1）～（5）に該当する者
  - B：当行の子会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

### ※「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

### ※「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

### ※「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

### ※「主要株主」の定義

議決権比率10%以上

### ※「重要でない者」の定義

「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

### ※「近親者」の定義

配偶者および二親等内の親族

## (2) 会社役員に対する報酬等

取締役の報酬は、株主総会にて承認された年間総額の範囲内で、監査等委員でない取締役は取締役会にて、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議にて、以下の方針に基づいて別途定めている内部規程により、各役員の報酬額を年度ごとに決定しております。

- ① 株主やその他のステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- ② 報酬等の水準は、他社の水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて「持続的・安定的に成長し地域経済社会に貢献する銀行」を目指すという当行の役員の役割と責任に報いるに相応しいものとする。
- ③ 監査等委員でない取締役の報酬については、優秀な人材を当行の経営陣として確保でき、かつ年度業績向上や中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高める報酬内容とする。
- ④ 具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、役割や責任に応じて支給する基本報酬のほか、社外取締役を除く取締役には、単年度の業績等に応じた賞与および中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高めるためのストックオプションで構成するものとする。
- ⑤ 監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の監査・監督機能や独立性を考慮した報酬内容とする。

<報酬等の内容>

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額				
		基本報酬	賞 与	ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン	退職慰労金	
取 締 役 (監査等委員を除く)	12名	362	181	91	89	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	6名	53	53	—	—	—
監 査 役	5名	15	15	—	—	—
計	23名	430	249	91	89	—

- (注) 1. 当行は平成28年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行（以下、本移行）しており、監査役の実人数及び報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の実人数及び報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
2. 株主総会で定められた報酬限度額は次のとおりであります。  
 本移行前においては、取締役の報酬限度額は、平成19年6月26日の株主総会の決議により年額300百万円以内（使用人兼務役員の使用人分は含めず）と定められております。また、この限度額の別枠として、取締役のストックオプション報酬額は、平成22年6月24日の株主総会の決議により年額130百万円以内と定められております。  
 監査役の報酬限度額は、平成19年6月26日の株主総会の決議により年額70百万円以内と定められております。  
 本移行後においては、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月24日の株主総会の決議により年額300百万円以内（使用人兼務役員の使用人分は含めず）と定められております。また、この限度額の別枠として、取締役（監査等委員を除く）のストックオプション報酬額は、平成28年6月24日の株主総会の決議により年額130百万円以内と定められております。  
 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月24日の株主総会の決議により年額85百万円以内と定められております。
3. 取締役の報酬等には使用人としての報酬は含んでおりません。なお取締役の使用人としての報酬等の総額は15百万円であり、その内容は基本報酬、賞与およびストックオプションであります。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
敦井 榮一	会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425第1項に定める最低責任限度額としております
増田 宏一	同上
小田 敏三	同上
佐々木 隆志	同上

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
敦井 榮一	北陸瓦斯株式会社 代表取締役社長 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。
増田 宏一	公認会計士
小田 敏三	株式会社新潟日報社 代表取締役社長 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。
佐々木 隆志	東北電力株式会社 常任監査役 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。

(注) 社外取締役 敦井榮一は平成29年4月1日付で、北陸瓦斯株式会社代表取締役会長に就任しております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
敦井 榮一	2年10か月	当年度開催の取締役会12回のうち11回、監査等委員会10回のうち9回出席しております。	会社経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。
増田 宏一	5年10か月	当年度開催の取締役会12回のうち8回、監査役会2回のうち1回、監査等委員会10回のうち7回出席しております。	公認会計士としての見地から、適宜発言を行っております。
小田 敏三	1年10か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査役会2回のうち2回、監査等委員会10回のうち10回出席しております。	会社経営者としての豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。
佐々木 隆志	0年10か月	社外監査等委員就任後開催の取締役会10回のうち9回、監査等委員会10回のうち9回出席しております。	他社監査役としての見地から、適宜発言を行っております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等			
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
報酬等の合計	5名	23	23	－	－

(注) 上記人数には、平成28年6月24日開催の第205期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

## (4) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容
敦井 榮一	意見はございません
増田 宏一	同上
小田 敏三	同上
佐々木 隆志	同上



## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	576,999千株
	発行済株式総数	346,253千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	12,622名
-------------	---------

### (3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,912 <sup>千株</sup>	4.94 <sup>%</sup>
日本生命保険相互会社	10,261	2.99
明治安田生命保険相互会社	10,159	2.96
第四銀行職員持株会	8,742	2.55
東北電力株式会社	8,372	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,686	2.24
大同生命保険株式会社	7,056	2.06
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,884	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	6,317	1.84
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	6,254	1.82

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式を除き、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当行は、自己株式を3,955千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 白川 芳 樹 指定有限責任社員 飯田 浩 司 指定有限責任社員 植 草 寛	70	当行監査等委員会は、行内関係部署及び会計監査人から必要な情報の入手や報告の聴取を通じ、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ策定した「会計監査人の監査報酬同意に係る判断基準」に則り検討した結果、会計監査人の報酬等につき、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第3項の同意を行っております。

(注) 報酬等につきましては、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

当行ならびに当行の子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円
---	-------

### (2) 責任限定契約

責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定する。

## 6 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会決議により、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る基本方針を定めております。当事業年度末日現在における当該基本方針の内容および運用状況の概要については、下記のとおりであります。今後も経営環境の変化に適切に対応するため、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の強化・充実に取り組んでまいります。

#### ① 法令等遵守（コンプライアンス）体制（取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

コンプライアンス体制への取り組みとして、「ベストバンクとして地域に貢献し、親しまれ、信頼される銀行」という企業理念のもとに、コンプライアンスの基本方針を定める。

コンプライアンスの実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を定め、具体的な実践計画として年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会の決議により策定する。

コンプライアンス委員会を設置し、全行的なコンプライアンス事項について審議する。

全行のコンプライアンスを統括するため、リスク管理統括部署にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する諸施策の企画、研修・指導を通じてコンプライアンス体制の整備・向上を図る。

全部店内にコンプライアンス委員会を設置し、部店におけるコンプライアンス状況の確認と改善措置の検討を行う。

法令違反等のコンプライアンスに関する事実の報告体制として、「オピニオンボックス運用規程」および「公益通報取扱規程」に基づき、リスク管理統括部署を窓口とする「オピニオンボックス」制度を設ける。

取締役会直轄の内部監査部署を設置し、コンプライアンスに関する監査を実施する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織一体となり、毅然とした態度で臨み、同勢力との関係を遮断し、断固として対決する。

#### ② 情報の保存・管理体制（取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制）

取締役の職務執行に係る稟議書・報告書・議事録等の重要文書（含む電磁的記録）について、当行の規程・要領等に従い適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程類の見直し等を行う。

取締役は、これらの文書を閲覧することができる。

### ③ リスク管理体制（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

各種リスクを正確に認識・把握し、適切な管理・監視を行うこと、およびそのプロセスを監査・検査することにより、リスクに見合った収益の安定的な確保、経営資源の適正配分を図ることを、当行のリスク管理の基本方針とする。

当行のリスク管理の組織および運営に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、当行として管理すべき対象のリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」、「サイバーセキュリティリスク」および「その他経営に重大な影響を与えるリスク」とする。

「オペレーショナル・リスク」を構成するリスクとして、「事務リスク」、「システムリスク」、「その他オペレーショナル・リスク」の3種類とする。「その他オペレーショナル・リスク」は「情報セキュリティリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「外部委託リスク」、「風評リスク」、「その他リスク」で構成することとし、管理手法・体制等を明確にすることで実効性のあるオペレーショナル・リスク管理を目指す。

全行的なリスク管理の統括を行うために「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「ALM委員会」、「サイバーセキュリティ管理委員会」を設置する。

各委員会の委員長はリスク管理統括部署の担当役員（サイバーセキュリティ管理委員会はシステム部担当役員）とし、事務局をリスク管理統括部署内（サイバーセキュリティ管理委員会はシステム部内）に設置する。また様々なリスクに対応するため、各リスク毎に所管部署を定め、当該リスクを的確に認識・把握・管理する。

災害など不測の事態が発生した場合に業務の継続を確保するための「業務継続に関する基本方針」等の業務継続計画を定め、適時・適切な対応ができる体制を整備する。

### ④ 効率的な職務執行体制（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」により定められている事項および取締役会付議基準・報告基準に該当する事項を、すべて取締役会に付議・報告することを遵守する。

役付取締役をもって構成される常務会は、取締役会の定める基本方針に基づき業務執行に関する重要事項を決議および協議する。

常務会は、取締役会で定める「常務会権限規程」に基づき委任された事項を決議し、適切かつ効率的な職務執行体制を確保する。

当行業務の組織的運営は、「職制規程」、「執務規程」ならびに「本部事務分掌規程」に定め、各部門の責任者が適切かつ効率的な業務の遂行にあたる。

⑤ **グループ経営管理体制（当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）**

当行および子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、グループ経営に係る基本方針とその体制について定めた「グループ経営管理規程」を制定するほか、グループ各社が中期経営計画を策定しそれを共有するなど、円滑なグループ運営を構築する。

「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体を対象とした「コンプライアンスの徹底」、「内部監査体制の整備」、「親会社との協議、報告体制の整備」等についての体制を構築し、当行への報告を含めたグループ全体としてのリスク管理およびコンプライアンス体制の整備を適切に行う。

グループ会社各社と内部監査契約を締結し、当行内部監査部署による監査を実施し、各社の内部管理体制を検証する。

当行およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制報告制度に関する基本規程」を制定し、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

⑥ **監査等委員会の職務の補助に関する事項（監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項）**

当行は、監査等委員会の職務を補助するため、必要に応じて適切な人員を専任の使用人（以下「監査等委員会事務局スタッフ」という。）として配置する。

監査等委員会事務局スタッフを配置する場合、そのスタッフは、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会事務局スタッフの人事異動・評価については、監査等委員会と協議の上、決定する。

⑦ **監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制（当行および子会社の取締役、監査役および使用人等が当行監査等委員会に報告するための体制、その他の当行監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制）**

（ア） 主要な会議への出席

・ 当行は、監査等委員が銀行の重要会議に出席し、必要に応じて助言・提言・勧告等の意

見を表明できる体制を確保し、また監査等委員会の要請に応じて、グループ会社に関する事項を含む必要な報告および情報提供を行う体制を整備する。

(イ) 代表取締役と監査等委員との定期的な会合

- ・ 代表取締役は監査等委員と定期的会合をもち、経営上の諸問題や監査等委員会が行う監査の環境整備の状況等について意見交換を行う。また、関連会社・取締役等との意見交換を適切に行うことができるよう協力する。

(ウ) 監査等委員会への報告

- i 取締役は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告しなければならない。
- ii 当行の取締役、執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員は、監査等委員会から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- iii 当行およびグループ各社の取締役、監査役および職員等から、経営に資する意見、提言、要望および通報等を受け入れる「オピニオンボックス」制度を設置し、その内容を当行監査等委員会に報告する体制、および当該報告をした者がそれを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

(エ) 内部監査部門と監査等委員会との連携

- ・ 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、内部監査部門は監査等委員会と内部管理体制における課題等について意見を交換するほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど連携・強化に努めるものとする。

**⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る方針（監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項）**

当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に実施する。

## (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

### ① 法令等遵守体制

当行は、法令やルールに則った厳格な業務運営ならびに経営の透明性の確保を目的としてコンプライアンス委員会を設置し、原則として毎月1回開催しております。委員会では、コンプライアンスに関する課題を把握したうえで、コンプライアンス方針やコンプライアンスの実施状況の確認・審議を行っております。

また、年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、顧客情報管理態勢の強化等により顧客保護の一層の徹底を図るとともに、当行およびグループ各社において、コンプライアンス研修を四半期に1回実施するなど、従業員への研修・啓発活動を実施しております。

### ② 情報の保存・管理体制

当行は、取締役の職務執行に係る稟議書・報告書・議事録等の重要文書について、当行規程・要領等に従い適切に保存・管理し、取締役は、これらの文書を閲覧することができる体制としております。

### ③ リスク管理体制

当行は、「リスク管理規程」に基づき、全行的なリスク管理の統括を行なうために、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「ALM委員会」、「サイバーセキュリティ管理委員会」を設置しており、それぞれの委員会を原則として毎月1回開催し、各種リスクを的確に認識・把握・管理しております。

### ④ 効率的な職務執行体制

当行は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当該事業年度においては、取締役会を計12回開催いたしました。

なお、役付取締役をもって構成される常務会では、「常務会権限規程」に基づき、取締役会から委任された事項を決議し、適切かつ効率的な業務執行を行っております。

### ⑤ グループ経営管理体制

当行は、「グループ経営管理規程」および「グループリスク管理要領」に基づき、グループ各社が策定する中期経営計画およびその進捗状況や、グループ各社におけるリスク状況に係る報告を定期的に受けております。

また、当行の内部監査部署によるグループ各社への監査を適宜実施し、監査で判明した重要な事項については、当行の取締役会に報告し、グループ全体の経営管理を行っております。

#### ⑥ 監査等委員会の職務の補助に関する事項

当行は、監査等委員会の職務を補助するために、専任の監査等委員会事務局スタッフを1名配置しております。当該スタッフは、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しております。また、監査等委員会の職務の補助者として内部監査部門である監査部と監査等委員会事務局を兼任する者2名を増員し、監査の実効性を強化しております。

#### ⑦ 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

「監査等委員会規程」に基づき、原則として毎月1回監査等委員会を開催し、取締役の業務遂行を監査しております。

また、監査等委員は、当行取締役会や、経営会議、各種委員会に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて当行役職員に説明を求めています。

#### ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る方針

当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員の請求等に従い、適切に処理しております。

### 8 特定完全子会社に関する事項

該当はございません。

### 9 親会社等との間の取引に関する事項

該当はございません。

### 10 会計参与に関する事項

該当はございません。

### 11 その他

**会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針**

当行は、銀行業の公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針としております。具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率40%を目処としております。



# 計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
現金預け金	606,258
現金	36,640
預け金	569,618
買入金銭債権	15,554
商品有価証券	1,824
商品国債	104
商品地方債	1,719
有価証券	1,762,894
国債	692,258
地方債	209,830
社債	206,763
株式	130,833
その他の証券	523,207
貸出金	3,155,142
割引手形	12,320
手形貸付	66,299
証書貸付	2,696,736
当座貸越	379,785
外国為替	11,506
外国他店預け	11,506
その他資産	22,856
前払費用	15
未収収益	4,978
金融派生商品	8,042
金融商品等差入担保金	3,432
その他の資産	6,387
有形固定資産	42,479
建物	10,489
土地	29,138
リース資産	316
その他の有形固定資産	2,534
無形固定資産	13,304
ソフトウェア	12,886
リース資産	37
その他の無形固定資産	380
前払年金費用	2,143
支払承諾見返	13,065
貸倒引当金	△11,792
<b>資産の部合計</b>	<b>5,635,239</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
預金	4,489,387
当座預金	231,762
普通預金	2,616,923
貯蓄預金	26,874
通知預金	21,151
定期預金	1,480,661
その他の預金	112,013
譲渡性預金	224,703
債券貸借取引受入担保金	261,329
借入金	300,693
借入金	300,693
外国為替	208
売渡外国為替	169
未払外国為替	39
その他負債	24,413
未決済為替借	3
未払法人税等	945
未払費用	3,972
前受収益	1,380
金融派生商品	8,113
金融商品等受入担保金	188
リース債務	354
その他の負債	9,455
役員賞与引当金	91
退職給付引当金	1,211
睡眠預金払戻損失引当金	385
偶発損失引当金	830
繰延税金負債	12,329
再評価に係る繰延税金負債	5,521
支払承諾	13,065
<b>負債の部合計</b>	<b>5,334,171</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	32,776
資本剰余金	18,635
資本準備金	18,635
利益剰余金	194,421
利益準備金	25,510
その他利益剰余金	168,910
固定資産圧縮積立金	673
別途積立金	147,334
繰越利益剰余金	20,903
自己株式	△2,831
株主資本合計	243,002
その他有価証券評価差額金	50,939
繰延ヘッジ損益	△361
土地再評価差額金	6,988
評価・換算差額等合計	57,566
新株予約権	498
<b>純資産の部合計</b>	<b>301,067</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>5,635,239</b>

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>経常収益</b>		<b>74,231</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>49,908</b>	
貸出金利息	29,306	
有価証券利息配当金	20,067	
コールローン利息	0	
預け金利息	218	
その他の受入利息	316	
<b>役務取引等収益</b>	<b>14,549</b>	
受入為替手数料	5,025	
その他の役務収益	9,524	
<b>その他業務収益</b>	<b>3,407</b>	
外国為替売買益	1,382	
国債等債券売却益	1,681	
国債等債券償還益	0	
金融派生商品収益	342	
その他の業務収益	0	
<b>その他経常収益</b>	<b>6,366</b>	
貸倒引当金戻入益	319	
償却債権取立益	970	
株式等売却益	3,441	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	1,634	
<b>経常費用</b>		<b>59,000</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>4,475</b>	
預金利息	1,043	
譲渡性預金利息	39	
コールマネー利息	2	
債券貸借取引支払利息	2,252	
借入金利息	131	
金利スワップ支払利息	1,004	
その他の支払利息	1	
<b>役務取引等費用</b>	<b>5,328</b>	
支払為替手数料	712	
その他の役務費用	4,616	
<b>その他業務費用</b>	<b>2,230</b>	
商品有価証券売却損	12	
国債等債券売却損	2,065	
国債等債券償却	153	
<b>営業経費</b>	<b>44,360</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>2,605</b>	
貸出金償却	1,208	
株式等売却損	675	
株式等償却	29	
その他の経常費用	691	
<b>経常利益</b>		<b>15,231</b>
<b>特別利益</b>		<b>0</b>
固定資産処分益	0	
<b>特別損失</b>		<b>274</b>
固定資産処分損	31	
減損損失	242	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>14,957</b>
法人税、住民税及び事業税	3,768	
法人税等調整額	△300	
<b>法人税等合計</b>		<b>3,468</b>
<b>当期純利益</b>		<b>11,489</b>

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
現金預け金	606,548
買入金銭債権	15,554
商品有価証券	1,873
有価証券	1,765,941
貸出金	3,142,667
外国為替	11,506
その他資産	72,269
有形固定資産	44,451
建物	10,791
土地	29,665
その他の有形固定資産	3,994
無形固定資産	13,440
ソフトウェア	13,041
その他の無形固定資産	398
繰延税金資産	765
支払承諾見返	13,065
貸倒引当金	△14,358
<b>資産の部合計</b>	<b>5,673,726</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
預金	4,475,436
譲渡性預金	219,063
債券貸借取引受入担保金	261,329
借入金	309,754
外国為替	208
その他負債	45,231
役員賞与引当金	91
退職給付に係る負債	2,786
役員退職慰労引当金	34
睡眠預金払戻損失引当金	385
偶発損失引当金	830
特別法上の引当金	12
繰延税金負債	13,832
再評価に係る繰延税金負債	5,521
支払承諾	13,065
<b>負債の部合計</b>	<b>5,347,584</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	32,776
資本剰余金	25,152
利益剰余金	197,851
自己株式	△2,831
株主資本合計	252,949
その他有価証券評価差額金	52,648
繰延ヘッジ損益	△361
土地再評価差額金	6,988
退職給付に係る調整累計額	△2,123
その他の包括利益累計額合計	57,151
新株予約権	498
非支配株主持分	15,542
<b>純資産の部合計</b>	<b>326,142</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>5,673,726</b>

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>経常収益</b>		<b>94,823</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>49,520</b>	
貸出金利息	29,608	
有価証券利息配当金	19,373	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	217	
その他の受入利息	320	
<b>役務取引等収益</b>	<b>17,683</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>4,572</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>23,047</b>	
貸倒引当金戻入益	24	
償却債権取立益	985	
その他の経常収益	22,037	
<b>経常費用</b>		<b>77,866</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>4,533</b>	
預金利息	1,042	
譲渡性預金利息	38	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2	
債券貸借取引支払利息	2,252	
借入金利息	187	
その他の支払利息	1,009	
<b>役務取引等費用</b>	<b>4,748</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>2,231</b>	
<b>営業経費</b>	<b>48,261</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>18,092</b>	
その他の経常費用	18,092	
<b>経常利益</b>		<b>16,956</b>
<b>特別利益</b>		<b>4</b>
固定資産処分益	0	
金融商品取引責任準備金取崩額	3	
<b>特別損失</b>		<b>277</b>
固定資産処分損	34	
減損損失	242	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>16,683</b>
法人税、住民税及び事業税	4,768	
法人税等調整額	△416	
<b>法人税等合計</b>		<b>4,351</b>
<b>当期純利益</b>		<b>12,331</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>804</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>11,527</b>

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社第四銀行  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白川 芳樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第四銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年4月5日開催の取締役会において、会社と株式会社北越銀行との間で共同株式移転による持株会社の設立及び持株会社のもとでの将来的な両行の合併を基本方針とする経営統合に向け、協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社第四銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白川 芳樹 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 植草 寛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第四銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第四銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年4月5日開催の取締役会において、会社と株式会社北越銀行との間で共同株式移転による持株会社の設立及び持株会社のもとでの将来的な両行の合併を基本方針とする経営統合に向け、協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第206期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

#### 株式会社 第四銀行 監査等委員会

監査等委員 田中 信也 ㊟

監査等委員 関澤 正道 ㊟

監査等委員 敦井 榮一 ㊟

監査等委員 増田 宏一 ㊟

監査等委員 小田 敏三 ㊟

監査等委員 佐々木隆志 ㊟

(注) 監査等委員敦井榮一、増田宏一、小田敏三、佐々木隆志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

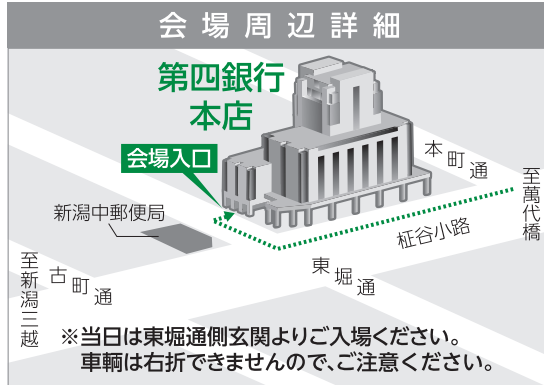
以 上

# 株主総会会場のご案内

場所

## 当行本店2階 だいしホール

新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1 電話(025)222-4111



### 【お願い】

駐車場は混雑が予想されますので、誠に申し訳ありませんが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきます。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

